大阪国際交流センター インフォメーションセンター

カタログスタンドコーナー利用のご案内

大阪国際交流センター インフォメーションセンターでは、多文化共生社会の創造をめざし、在住外国人をはじめとする市民の皆さんの多様なニーズに応えるため、多文化共生、国際交流・協力、留学生支援などに関する情報・資料を収集・提供し、区役所など関係機関と連携しながら、多言語に対応した相談を行っています。

この中のカタログスタンドコーナーでは、より充実したインフォメーションサービスを行うため、来場者（1日約200名）に資料を自由に閲覧・持ち帰りいただけるよう、国際交流に関係したカタログ類の設置スペースを有料で提供しています。

現在、留学関係機関や語学学校、専門学校、国際交流団体の皆様に、ご利用いただいております。

貴団体のＰＲ活動の一助として、この機会にぜひ当コーナーをご利用いただきますようご案内申しあげます。

～ご契約期間～

１ヶ月・３ヶ月・６ヶ月・１年 の４種類からお選びください。

～ ご利用料金（税抜き）～

１ヶ月	１枠	7,000 円
３ヶ月	１枠	21,000 円
６ヶ月	１枠	41,000 円
１年	１枠	80,000 円

※消費税は別途加算させていただきます。

複数枠のご契約もお受けしています。

お申し込みに必要な書類

①カタログスタンドコーナー申込書（様式１）
②団体（会社）概要
③設置予定のカタログやパンフレット（各１部）

詳細は下記へお問い合わせください。

〒543-0001 大阪市天王寺区上本町 8-2-6
(公財)大阪国際交流センター　カタログスタンド担当
Tel(06)6773-8989 Fax(06)6773-8421 http://www.ih-osaka.or.jp/
E-mail：center@ih-osaka.or.jp

大阪国際交流センター インフォメーションセンター
カタログスタンド使用規定

第１条（目的）

この規定は、公益財団法人大阪国際交流センター（以下「本財団」という）が、市民の国際交流の拠点として管理運営する大阪国際交流センター インフォメーションセンターにおいて、より充実したインフォメーションサービスを行うとともに、営利・非営利団体による国際交流に関係したカタログ類の設置スペースを有料で提供するため、カタログスタンドコーナーを設置し、その使用に関する事項を定めることを目的とする。

第２条（使用施設）

本財団のインフォメーションセンターにおいて使用に供する施設は、カタログスタンド６０枠とする。

第３条（使用期間）

カタログスタンドの使用期間は、使用承認の日より１ヶ月間・３ヶ月間・６ヶ月間・１年間の４種類から選択可能とする。

第４条（使用料）

カタログスタンドの使用料金（以下「使用料」という）は１枠につき、１ヶ月額 7,000 円・３ヶ月額 21,000 円・６ヶ月額 41,000 円・１年間額 80,000 円とし、消費税を別途請求する。

第５条（使用申込）

カタログスタンドを使用しようとする者は、別に定める申込書により申し込まなければならない。

第６条（使用の承認）

カタログスタンドの使用の承認は、本財団が別に定める使用承認書をカタログスタンドの使用者（以下「使用者」という）に交付することにより行うものとする。

第７条（使用料の納入）

使用者は、原則として使用期間開始の前日までに使用料を納入しなければならない。

第８条（使用料の不還付）

既納の使用料は、還付しない。

第９条（使用の制限）

カタログスタンドの使用においては、次の各号の一に該当するときは、使用を承認しないものとする。また、使用を取り消す場合がある。

（１）カタログ等の内容が、公序良俗に反するもの

（２）カタログ等の内容が、政治、宗教等の活動を目的とするもの

（３）その他本財団が不適当と認めたもの

第10条（使用権の譲渡および転貸の禁止）

使用者は、その権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。

第11条（施行細則）

この規定の実施に必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、平成元年１２月１日から施行。

平成１１年８月２４日一部改正し、施行。

平成１２年４月１日一部改正し、施行。

平成１９年８月１日一部改正し、施行。

平成２６年４月１日一部改正し、施行。